

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた政府の体制図

東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部 本部長：安倍内閣総理大臣

遠藤東京オリンピック・パラリンピック大臣

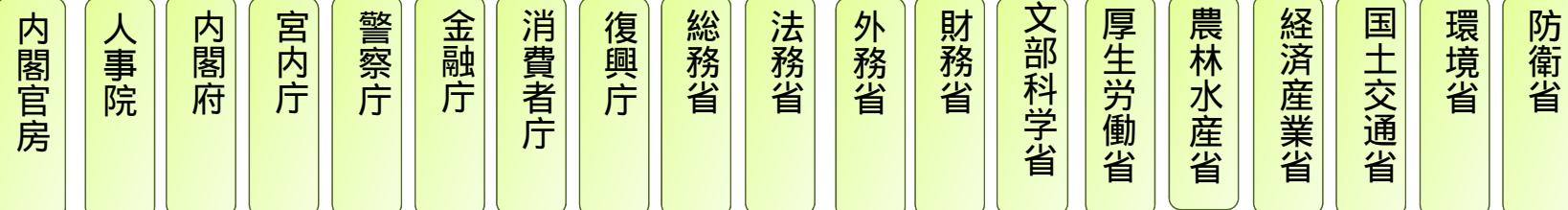
大会の円滑な準備及び運営に関する施策を
総合的かつ集中的に推進するため行政各部
の所管する事務の調整を担当

内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局

事務局長 - 平田竹男 内閣官房参与
関係省庁等の職員で構成

(内閣官房オリパラ事務局)

各省庁が責任を持って開催準備及び関連する取組を担う



支援 ↓ 連携

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

東京都

JOC、JPJC、地方公共団体 等

JOC:日本オリンピック委員会、JPJC : 日本パラリンピック委員会

1

発達障害者支援法のねらいと概要

※平成16年12月 超党派による議員立法により成立

17年4月 施行

22年12月 発達障害が障害者自立支援法に明確化

I ねらい

- 発達障害の定義と発達障害への理解の促進
- 発達障害者に対する生活全般にわたる支援の促進
- 発達障害者支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保

II 概要

定義：発達障害＝自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害で、通常低年齢で発現する障害

就学前（乳幼児期）

- 早期の発達支援
- 乳幼児健診等による早期発見

就学中（学童期等）

- 就学時健康診断における発見
- 適切な教育的支援・支援体制の整備
- 放課後児童健全育成事業の利用
- 専門的発達支援

就学後（青壮年期）

- 発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保
- 地域での生活支援
- 発達障害者の権利擁護

【都道府県】発達障害者支援センター(相談支援・情報提供等)、専門的な医療機関の確保 等

【国】専門的知識を有する人材確保（研修等）、調査研究 等